

車椅子及び電動車椅子の算定基準の見直し(案)について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室

車椅子及び電動車椅子の算定基準の見直し(案)について(概要)

① 車椅子・電動車椅子の種目分類の見直し(基本価格の新設)

- 基本価格は製作事業者の製作・適合技術への対価であり、事業者の人件費として必要なことから新規に設定してはどうか(レディメイド除く)。

② モジュラー型の新設

- モジュラー型をオーダーメイドから分離、新設し、部品交換による修理を可能とするほか、支給は原則としてモジュラー型と定めることとしてはどうか。
- モジュラー型の新設に伴い、購入基準及び修理基準についても所要の見直しを行うこととしてはどうか。

③ 流通経費の設定

- モジュラー型を新設するにあたり、流通経費を基本価格に含むこととしてはどうか。

④ 車椅子の2台同時支給における基本価格算定の留意事項

- 児童に対しては、学校生活等で必要な場合、車椅子の2台同時支給を認めてはどうか。
- 2台同時支給する場合には、1つの採寸データで2台の製作が可能であることを考慮した基本価格としてはどうか。
- また、障害者への車椅子の再支給に当たっては、身体状況等に変化がなく、同一製品を再支給する場合には、前回製作時の採寸データが使用可能であることを考慮した基本価格としてはどうか。

① 車椅子・電動車椅子の種目分類の見直し(基本価格等の新設)

令和5年度補装具評価検討会ワーキンググループ(第2回、令和5年7月31日)、(第3回、令和5年9月4日)での議論をもとに整理したもの。

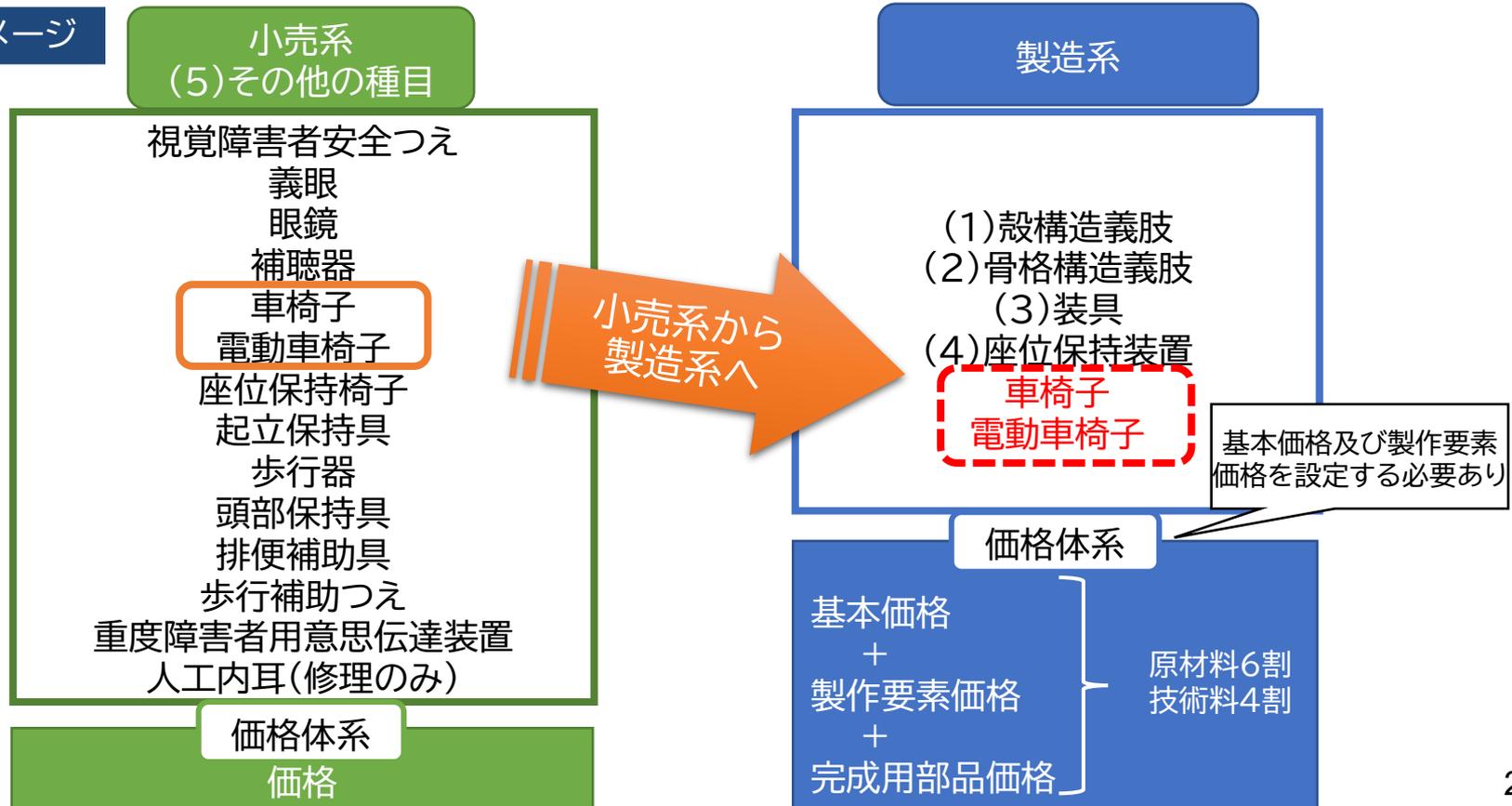
現状・課題

- 車椅子・電動車椅子においては採寸を行い、各構成要素を製作あるいは調整しているにもかかわらず、基本価格及び基本工法が定められていない。

方向性(案)

- 告示の分類上、「(5)その他」の種目に分類されているが、補装具事業者において加工及び組立作業等を行っていることから、「(5)その他」から独立させ、基本価格等を新設し、実状に見合う価格体系に見直してはどうか。

見直しのイメージ



① 車椅子・電動車椅子の種目分類の見直し(基本価格等の新設)

現状・課題

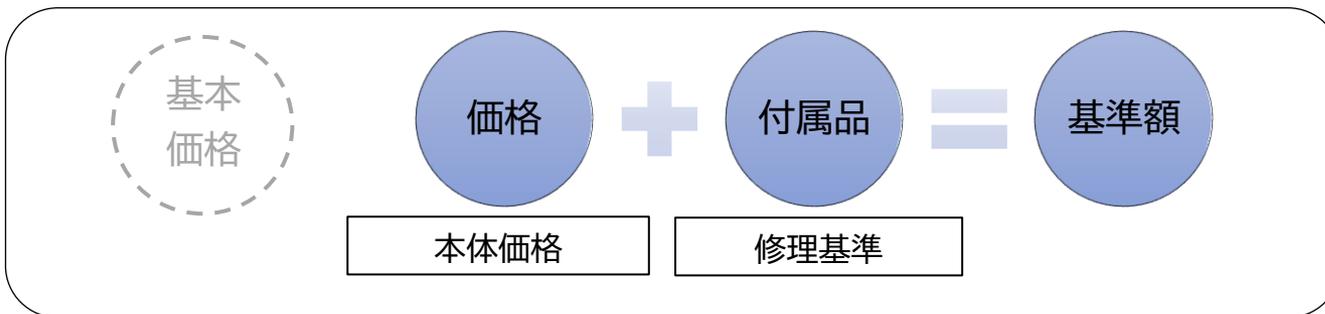
- 小売系から製造系への種目分類見直しに際して、基本価格及び基本工作法が定める必要がある。
- また、現状の告示は、補装具費支給事務取扱指針で定めている処方箋と項目が乖離しているため、更生相談所において見積額の妥当性等を判断する書類判定が困難なものとなっている。

方向性(案)

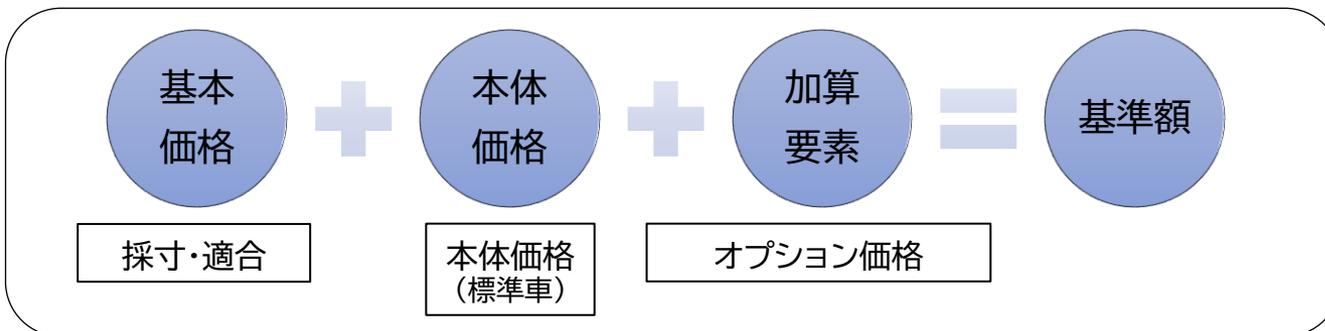
- 製作要素価格、完成用部品価格は設定せず、基本価格に本体価格及び加算要素を積算して基準額を算定してはどうか。車椅子の構成要素ごとに加算要素を定めることで、基準額の算定を明確にしてはどうか。
- 加算要素については、効率的な判定が行えるよう、補装具費支給事務取扱指針の処方箋に準じた項目としてはどうか。

見直しのイメージ

(現行告示)



(見直し案)



① 車椅子・電動車椅子の種目分類の見直し(基本価格等の新設)

見直しのイメージ

【現状の購入基準(普通型)】

種目	名称	基本構造	付属品	価格
車椅子	普通型	原則として折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。 JIS T 9201-2006 又は JIS T 9201-2016による。	身体の障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	100,000

【補装具費支給事務取扱指針の処方箋(一部抜粋)】

名	1. 普通型 2. リクライニング式普通型 3. ティルト式普通型 4. リクライニング・ティルト式普通型 5. 前方大車輪型 6. リクライニング式前方大車輪型 7. 手動リフト式普通型 8. 片手駆動型(右・左) 9. リクライニング式片手駆動型(右・左) 10. リフト駆動型 11. 手押し型 A・B 12. リクライニング式手押し型 13. ティルト式手押し型 14. リクライニング・ティルト式手押し型 15. その他()				
フレーム	材質:鉄・ステンレス・軽合金・その他() 特記事項()		駆動輪	1. 径:18・20・22・24インチ・その他() 2. ネイル材質:鉄・ステンレス・軽合金・その他() 3. タイヤ:空気入り・ノーバルク	
キャスター	1. 径:5・6・7・8インチ 2. 形状:ソリッド PU・ソフトフォーミング 屋外用(エア式)	ハンドリム	1. 材質:鉄・ステンレス・軽合金・樹脂・その他() 2. 標準形状 3. ノブ付き:4・6・8・10cm 水平・垂直・握り 4. 滑り止め:ゴム・皮革・ビニルコーティング その他() 5. その他:()		
バックサポート (背もたれ)	1. 固定式 2. 延長バックサポート 3. 張り調整式 4. 高さ調整式 5. 背折れ機構 6. 背座間角度調整 7. ヘッドサポートベース(枕含む) 8. 枕(オーダー・レギュラー) 9. その他()	アームサポート	レッグサポート 1. 固定式 2. テスク型 3. 高さ角度調整式 4. 高さ調整式 5. 角度調整式 6. 脚ね上げ式 7. 脱着式 8. 幅広(左・右・両) 9. 延長(左・右・両) 10. その他()	フットサポート	1. 調整なし 2. 前後調整(片・両) 3. 角度調整(片・両) 4. 左右調整(片・両) 5. 開閉・着脱式 6. その他() 材質 1. 軽合金 2. フォスチック 3. ベルト 踵止め 1. 右 2. 左
ブレーキ	1. レバー式 a)平板 b)丸棒 2. トグル式 3. その他()	1. 固定式 2. 継ぎ手式 3. 片手操作	延長	右 cm 左 cm	シート 1. 標準 2. ソリッド式(座板) 3. 張り調整 4. 座奥行き調整 a)着脱式 b)折りたたみ式



【購入基準(案)】

基本価格に、「本体価格」及び「加算要素(機構加算、その他加算)」をそれぞれ加えたものを基準額とし、加算要素については、処方箋に合わせてはどうか。

【本体価格及び加算要素(案)】

本体価格

普通型
介助型

機構加算

リクライニング機構
ティルト機構
リクライニング・ティルト機構
リフト機構

その他加算(網掛けした加算要素との差額のみを加算)

構成要素	加算要素
フレーム	折りたたみ、後方大車輪(標準:加算なし)
	固定
	幅止め
	補強
シート	スリング式(標準:加算なし)
	ソリッド式
	張り調整式
	奥行調整
バックサポート	スリング式(標準:加算なし)
	ソリッド式
	張り調整式
	ワイドフレーム
	高さ調整式
	背座角度調整(両側)
	背折れ(両側)
ヘッドサポート	なし(標準:加算なし)
	あり(枕含む)
	マルチヘッドサポート(枕含む)
レッグサポート	固定式(標準:加算なし)
	拳上式(両側)
	開閉脱着式(両側)
	拳上・開閉脱着式(両側)
	レッグベルト全面張り

② モジュラー型の新設

現状・課題

- 現状の告示では「オーダーメイド型」、「レディメイド型」の2区分で価格が定められている。
- 現在、モジュラー型車椅子は、オーダーメイドの車椅子に含まれているが、モジュラー型の車椅子が主流となっている。

(現状の告示)

種目	名称	基本構造	付属品	価格	備考
車椅子	普通型	原則として折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。 JIS T 9201-2006又はJIS T 9201-2016による。	身体の障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	100,000	価格は、 <u>オーダーメイドによる製品</u> 価格及び <u>モジュラー方式による製品</u> （モジュールを組み立てることにより製作でき、完成後の微調整機能をゆうするもの。）に適用するものとし、 <u>レディメイドによる製品</u> については、価格欄の額の75%の範囲内の額とすること。

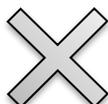
方向性(案)

- 車椅子・電動車椅子の製品区分を「オーダーメイド型」、「モジュラー型」、「レディメイド型」の3区分とし、名称及び製品区分によって価格を決定してはどうか。
- モジュラー型は、部品の選択及び修理に伴う構成部品の交換が容易であり、車椅子の主流となっていることから、指針において、原則としてモジュラー型を支給することを明示してはどうか。

見直しのイメージ

【名称区分】

- 普通型
- 介助型



【製品区分】

- **モジュラー型(モジュラー方式による製品)**
(モジュラー型で対応できない場合のみ)
 - オーダーメイド型(オーダーメイドによる製品)
 - レディメイド型(レディメイドによる製品)

※ 原則としてモジュラー型を支給するよう、指針に明示

③ 流通経費の設定

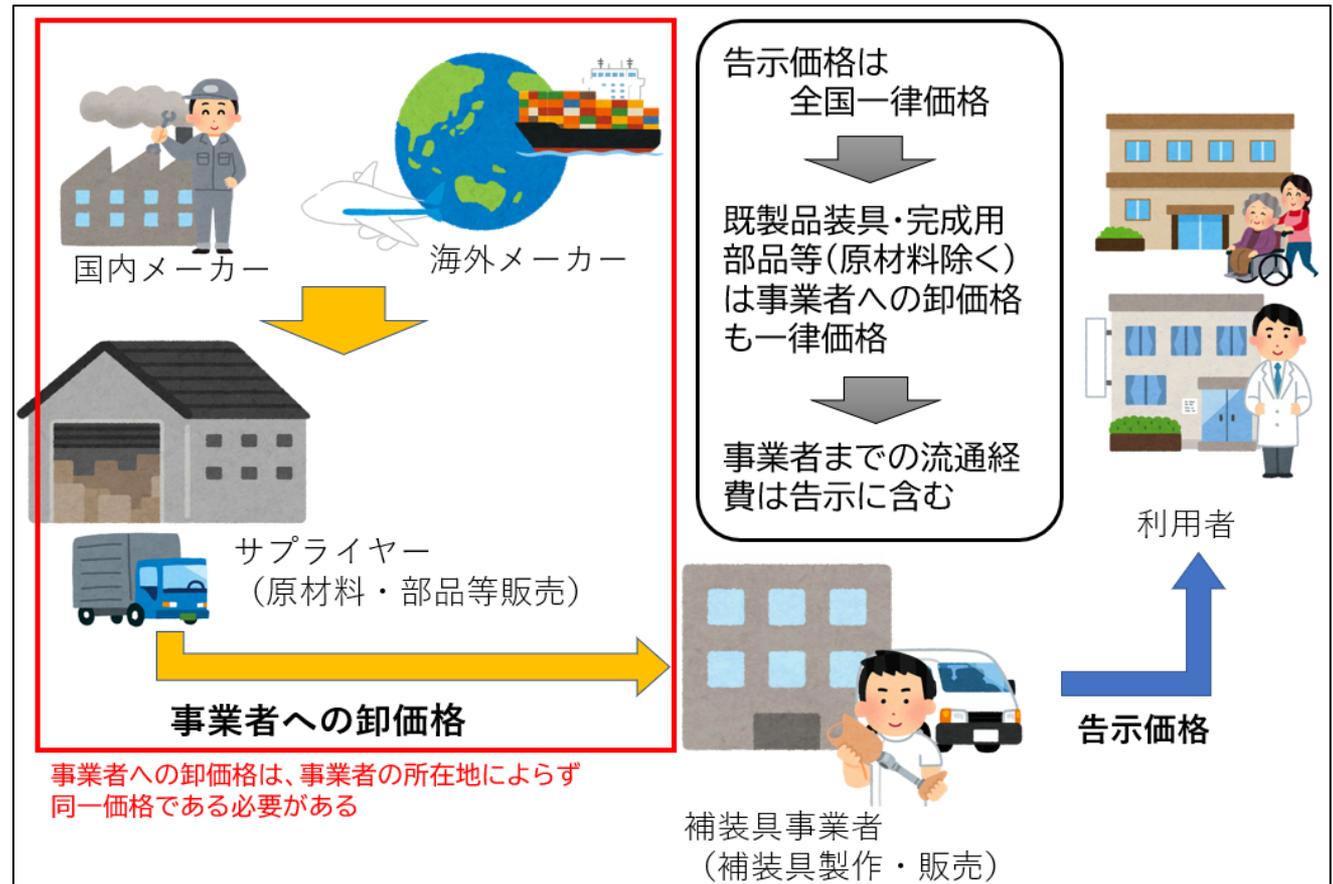
現状・課題

- 特定保険医療材料、薬価等の公定価格については、その価格の中に流通経費が含まれている。一方で、車椅子及び電動車椅子の基準額については、現状、流通経費が含まれていないため、サプライヤーあるいは補装具事業者の負担となっている。

方向性(案)

- 車椅子及び電動車椅子の算定基準の見直しに伴う、基本価格の設定に当たっては、サプライヤーから補装具事業者への卸価格について、全国一律価格として利用者が等しく支援を受けられるよう、本体価格の中には流通経費を含むこととしてはどうか。

見直しのイメージ



④ 車椅子の2台同時支給における基本価格算定の留意事項

現状・課題

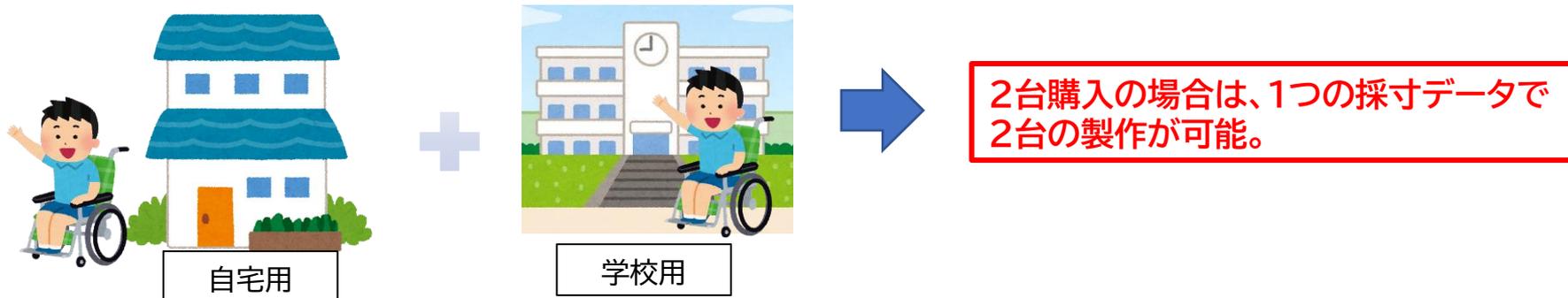
- 補装具については、原則1種目1台の支給が原則であるところ、児童については教育上必要であることから、現状、2台支給されている。
- 同時に2台支給をする場合、1つの採寸データで2台の車椅子の製作が可能である。

方向性(案)

- 児童に対しては、学校生活等で必要な場合、車椅子の2台同時支給を認めてはどうか。
- 2台同時支給する場合には、1つの採寸データで2台の製作が可能であることを考慮した基本価格としてはどうか。
- また、障害者への車椅子の再支給に当たっては、身体状況等に変化がなく、同一製品を再支給する場合には、前回製作時の採寸データが使用可能であることを考慮した基本価格としてはどうか。

見直しのイメージ

(障害児:障害児に対して同時に2台支給する場合の基本価格)



(障害者:身体状況等に変化がみられない場合の車椅子の再支給にかかる基本価格)

